

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則等の一部改正」の概要

1 改正の趣旨

県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）に基づき、一定規模以上の事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」を平成 22 年度から運用している。

昨年 5 月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）が改正されたほか、関係政省令も今年度中に改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則」（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）及び「事業活動温暖化対策指針」（平成 21 年神奈川県告示第 550 号。以下「指針」という。）の引用規定等を整理する必要が生じたため、規則及び指針を一部改正するもの。

2 改正の内容

(1) 引用する法令名の改正

省エネ法及び同法施行規則の法令名の改題に伴い、規則及び指針において引用している法令名を改正する。

(2) 「エネルギー」等に関する規定の整理

今般、省エネ法では、「エネルギー」の定義が見直され、新たに、「非化石エネルギー」がエネルギーの使用の合理化の対象に追加されるなどの改正が行われた。

これに対して、規則における「エネルギー」の定義、特定大規模事業者の要件となる「原油換算エネルギー使用量」等は、当分の間、従前の取扱を維持することとし、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

※ 事業活動温暖化対策指針のうち、4 の項(2)については、令和 6 年 4 月 1 日施行